各 位

会 社 名 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 代表者名 代表取締役社長 永守 良孝 (コード番号 9407) 問 合 先 常務取締役総務局長 緒方 喜啓

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催 予定の当社第80回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) デジタル時代を迎えるにあたり、ブランドイメージの向上を図るため、商号をカタカナ表記の「アール・ケー・ビー毎日放送株式会社」から当社の通称として親しみをもたれ、また広く認知されているアルファベット表記の「RKB毎日放送株式会社」に変更するものであります。(変更案第1条)
- 2) 今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加・修正し、あわせて 子会社の事業目的を追加するものであります。
- 3)株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等、所要の変更を行うものであります。(現行定款第7条、第9条、第10条、第11条および第12条)また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- 4) 上記の変更にともない、必要となる条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金) 平成21年6月26日(金)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

	(ト緑は変更部分)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社と	第1条 当会社は、 <u>RKB毎日放送株式会社</u> と称する。
と称する。	2 英文ではRKB MAINICHI BROADCASTING CORPORATION と表示
2 英文ではRKB MAINICHI BROADCASTING CORPORATION	<u>する。</u>
と表示し、通称をRKB毎日放送とする。	
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業の経営を目的とする。	第2条 当会社は、次の事業の経営を目的とする。
(1)~(4) (条文省略)	(1)~(4) (現行どおり)
(5) 不動産の賃貸、売買 <u>及び</u> 管理業務	(5) 不動産の賃貸、売買 <u>、仲介及び</u> 管理業務
(6)~(7) (条文省略)	(6)~(7) (現行どおり)
(8) <u>通信販売業務</u>	(8) 放送・通信を利用した商品販売の企画並びにこれに関連した
	商品の販売及びその斡旋
(9)~(10) (条文省略)	(9)~(10) (現行どおり)
(11) 放送に関わる著作物及び標章等を複製使用した日用品雑貨、	(11) 放送に関わる著作物及び標章等を複製使用した日用品雑貨
スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、電気通信機器、	並びにスポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、電気通信機器、
時計、玩具、装身具、録音・録画テープ、ディスク、 <u>環境</u>	時計、玩具、装身具、録音・録画テープ、ディスク、 <u>プリペイ</u>
音楽(BGM)、航空券及び飲食物の販売	<u>ドカード、たばこ、</u> 航空券及び飲食物の販売
(12)~(19) (条文省略)	(12)~(19) (現行どおり)
(新 設)	(20) 経営コンサルタント業務
(新 設)	(21) 一般計算業務の受託
(新 設)	(22) 光通信回線加入契約締結業務の受託
(新 設)	(23) 建築物及び構築物の企画、設計、施工、監理並びにコンサ
	ルタント業務
(20) 前各号に付帯関連する一切の業務	(24) 前各号に付帯関連する一切の業務
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	
第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 <u>8</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)
	OV-H DWO
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 <u>9</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条 (現行どおり)
2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式	(削 除)
に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める	
ところについては、この限りではない。	

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(条文省略)

(株主名簿管理人)

第<u>11</u>条 (条文省略)

2. (条文省略)

3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に 関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び<u>手数料</u>は、法令又 は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規 則による。

第13条~第41条 (条文省略)

(新 設)

(単元未満株式についての権利)

第<u>9</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(削 除)

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条~第40条 (現行どおり)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務 取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または 記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会 社においては取扱わない。

第2条前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、
平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する
ものとする。

以 上